

石綿含有製品の製造等禁止除外品に関する法改正について



厚生労働省は、労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 349 号)を平成 20 年 11 月 12 日に公布しました。

改正内容の中には、これまで代替が困難という理由から製造等禁止除外品とされていた石綿含有製品の一部について、代替化等が可能となったことから、平成 20 年 12 月 1 日以降は製造を禁止することが盛り込まれています。

この法改正によって現段階で製造等禁止対象から除外される製品については、以下の通りです。

1. ジョイントシートガスケット…国内の既存化学工業用施設の設備の接合部分に使用されるもので、200℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの、又は、径が 1500 mm 以上の大きさのもの
2. 渦巻きガスケット、グランドパッキン…国内の既存化学工業用施設の設備の接合部分に使用されるもので、400℃以上の温度の流体又は、300℃以上の温度の酸化性の流体(硝酸、亜硝酸、硫酸又はそれぞれの塩)を取り扱う部分に使用されるもの
3. 断熱材…国内においてミサイルに使用されるもの
4. 原材料…1~3 の製品の原材料又は材料として使用されるもの

当社は、建材をはじめとする石綿含有製品の分析に多くの実績がございます。疑問点等はお気軽にお問い合わせください。

資料 2008 年 11 月 12 日付 厚生労働省ホームページ

品質検査箇所 加藤吉紀